

洲本給食センター調理配送等業務委託業者募集要項

令和 8 年 9 月
洲本市教育委員会

1 趣旨

この募集要項は、洲本給食センター（以下「給食センター」という。）の調理配送業務を委託するに当たり、民間事業者から最新の知識と技術、さらに豊富な経験に基づく企画の提案を受け、知識、技術能力等を最大限に活用し、安全、安心でおいしい給食を提供することができる事業者を選定するため、当該業務委託事業者の募集に関して必要な事項を定める。

2 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務名 洲本給食センター調理配送等業務

(2) 業務場所

調理業務：洲本市中川原町中川原222番地 1

配送業務：給食センターの受配校

（市内洲本地域の小学校 8 校、中学校 4 校）

(3) 業務の概要

給食センターでの、学校給食調理業務、受配校への配送業務及び当該業務に係る附帯業務一式（詳細は別添プロポーザル仕様書のとおり）。

(4) 委託期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

なお、本要項による応募については、令和 9 年度から令和11年度までの 3 年間の業務を想定した提案内容とし、当該提案書に基づいて選定を行います。

（令和10年度以降の契約について）

令和10年度以降の契約については、前年度の成績が良好で、かつ、業務が契約どおり誠実に履行され、次年度以降も確実に履行できると認められた場合のみ、次の 1 年間についての契約予定者とします。

以後、1 年ごとに同様の手続きを経ることとしますが、今回の応募に基づく契約は、令和12年 3 月31日を超えて行わず、改めて公募します。

(5) 募集事務の事務局

洲本市教育委員会事務局 学校教育課 保健給食係

〒656-8686 洲本市本町三丁目 4 番10号

電話：0799-22-6266 F A X：0799-26-1510

メールアドレス：gakkyou@city.sumoto.lg.jp

3 施設の概要

- (1) 名称 洲本給食センター
- (2) 所在地 洲本市中川原町中川原222番地 1
- (3) 構造 鉄骨造平屋建て
- (4) 建築面積：2,021.12㎡
延床面積：1,960.58㎡
- (5) 平面図 別紙のとおり
- (6) 運用形態 ドライ方式
- (7) 調理可能食数 3,100食／日
- (8) 調理熱源 電気
- (9) 配送トラック 2 t 車（パワーゲート付）5 台

4 提案書等の提出ができる者

プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式第 1 号）を提出後、提案書等提出書（様式第 6 号）及び各提案書（以下「提案書等」という。）を提出できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 洲本市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行できる健全な財務能力を有している法人であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 洲本市指名停止基準（平成18年洲本市訓令第53号）に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 洲本市入札参加資格制限基準（平成18年洲本市告示第27号）に該当し、入札参加資格の制限を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る）を受けた者である場合は、この限りでない。
- (7) 学校給食調理業務において、令和 8 年度を含む過去 4 年度以内に、自らを起因とする食中毒により営業停止等の行政処分を受けるなどの重大な事故を起こしていないこと。
- (8) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して 2 年を経過していない者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でない者であること。

- (10) ドライシステム（ドライ運用は除く）の学校給食施設 1 施設で 1 日 3,000 食以上の調理業務及び配送業務の経験を有し、かつ、同規模の学校給食施設における調理業務委託契約を現在も締結していること。
- (11) 緊急時の対応ができるように、市内又は近郊（兵庫県及びその近隣で遅滞なく駆け付けられると判断のできる場所）に本社、支社、営業所等の事業所を既に有するか、本業務開始までに事業所を設置し、緊急対応、調整の行える体制が取れること。
- (12) 別添仕様書に基づく業務の履行が可能であること。
- (13) 業務の履行を継続できなくなった場合、代行保証人として、業務契約を継続して行うことができる上記資格条件を有する事業者があること。

5 募集等の日程

項 目	日 程
募集公告	令和 8 年 9 月 3 日（木）
参加申込書提出期間	令和 8 年 9 月 3 日（木）から 令和 8 年 9 月 25 日（金）まで
現地見学会	令和 8 年 9 月 30 日（水）
質問の受付期間	令和 8 年 9 月 3 日（木）から 令和 8 年 10 月 2 日（金）まで
質問への回答	令和 8 年 10 月 7 日（水）
提案書等提出期間	令和 8 年 10 月 7 日（水）から 令和 8 年 10 月 20 日（火）まで
プロポーザル審査委員会による審査	令和 8 年 11 月上旬から 令和 8 年 11 月下旬
審査結果通知	審査終了後

※ 日程に変更があった場合、参加申込事業者にお知らせします。

6 参加手続

(1) 提出書類

- | | |
|-------------------|-----------|
| ア プロポーザル参加申込書兼誓約書 | (様式第 1 号) |
| イ 会社の概要 | (様式第 2 号) |
| ウ 学校給食の受託実績 | (様式第 3 号) |
| エ 損益計算書及び貸借対照表 | (直近 3 期分) |

オ 定款及び登記事項証明書（現在事項証明書 3 か月以内に発行のもの）
カ 前年度の国税納税証明書（その 3 の 3 様式：法人税と消費税及び地方消費税）

- (2) 提出期間 前述 5 の表に定める期間。ただし、受領対応は、閉庁日を除く日の 9 時から 12 時まで及び 13 時から 17 時まで。
- (3) 提出方法 持参、郵送又は宅配（持参以外の方法による場合は、提出期限までに必着のこと。）
- (4) 提出場所 事務局まで（洲本市役所 4 階）
- (5) 提出部数 各 1 部
- (6) 参加の辞退 参加を辞退する者は、プロポーザル参加辞退届（様式第 5 号）を郵送又は持参により、事務局へ提出するものとする。
なお、辞退届の提出は、10月20日（火）までとする。

7 現地見学会

- (1) 日時 9月30日（水）15時00分から17時00分まで
- (2) 場所 洲本市中川原町中川原222番地 1 洲本給食センター
- (3) その他
- ・参加者は、1 事業者 2 人以内とする。
 - ・参加者は、検査機関が発行した検便検査結果書類（検査報告日が 1 ヶ月以内のもの。写しで可）を当日に提出すること。
 - ・現地見学会の参加申し込みした者が、この見学会を欠席する場合は、前日までに事務局へ電話及び F A X で連絡すること。

8 質疑

質疑のある場合は 10月2日（金）までに質問書（様式第 4 号）を電子メールに添付し、事務局のアドレス宛てに送信すること。なお、回答については、事務局で取りまとめの上、10月7日（水）に市ホームページに掲載する。

9 提案書等の提出

- (1) 提出書類
- ア 提案書等提出書 (様式第 6 号)
- イ 提案書：提案内容の項目は様式集に記載。
- ・学校給食に対する基本姿勢 (様式第 7 号)
 - ・危機管理 (様式第 8 号)
 - ・その他関連事項 (様式第 9 号)
 - ・業務実施体制 (様式第 10 号)
 - ・安全衛生管理 (様式第 11 号)

・従事者の教育、研修 (様式第12号)

ウ 見積書 (任意様式)

見積書は、別添仕様書に基づき、令和9年度から令和11年度までの業務を行う場合の委託料について、年度ごとに料金を見積るものとし、内訳書を添付すること。見積書の内容は、提案内容と整合させること。

各年度の予定価格	140,514,000円 (消費税込み)
----------	----------------------

(2) 提出期間 前述5の表に定める期間。ただし、受領対応は、閉庁日を除く日の9時から12時まで及び13時から17時まで。

(3) 提出方法 持参、郵送又は宅配（持参以外の方法による場合は、提出期限までに必着のこと。）

(4) 提出場所 事務局まで（洲本市役所4階）

(5) 提出部数 11部（押印1部ほかコピーでも可）

提案書等（様式第6号から様式第12号）までをファイルに綴じて、表紙又は背表紙に「洲本給食センター調理配送等業務委託提案資料」及び「事業者名」を表示すること。見積書の提出は1部とし、綴じ込まないで別添えること。その他詳細については、様式集を参照のこと。

(6) 留意事項

ア 提出された提案書等は返却しない。

イ 提出された提案書等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。

ウ 提案書等の作成経費は、参加事業者の負担とする。

エ 提案書等への社名、ロゴ等の掲載を控えること。

10 審査方法等

委託事業者の選定に当たっては、洲本給食センター調理配送等業務プロポーザル審査委員会による審査を経て契約予定者を選定する。

(1) 審査方法

プレゼンテーション及びヒアリングにより審査する。

ア プレゼンテーション（20分以内）

・提案書の内容に基づいて行うこと。

・出席者は、1事業者2人以内

・追加資料を配布することはできない。

・スクリーンが必要な場合、市が用意したものを使用することができる。

イ 審査委員会委員からのヒアリング（30分程度）

(2) 失格事項

選定に係る不正行為を行った者、次の事項に該当する提案書を提出した者は、失格とする。

- ア 提案書等の提出方法、提出期限に適合しないもの
 - イ 提案書等の作成様式及び記入要領に示された条件に適合しないもの
 - ウ 提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの
- (3) 審査結果の通知 参加申込者全員に通知し、市ホームページに優先交渉権者名を公表する。
- (4) その他
- ア 旅費等の諸経費は、参加事業者の負担とする。
 - イ 提出された提案書類を本市の了承なく公表、使用してはならない。
 - ウ 提出された提案書類は、参加者の同意がある場合を除き選定以外に使用しない。
 - エ 審査結果の異議申し立ては認めない。
 - オ 提出書類等の提出期限以降における差し替えまたは再提出は認めない。

11 契約予定者の選定

審査の結果、評価点の合計が最も高い者を最優秀提案者とし、次に高い応募者を次点者とする。ただし、評価点が同点の場合は、見積書の金額が低い者を最優秀提案者とする。

最優秀提案者を契約予定者として随意契約の交渉を行い、交渉が不調のときは次点者で行う。また、契約予定者決定後に不適格であることが認められた場合も、次順位者と交渉する。

提案者が、1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、評価点の平均が120点以上を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

なお、契約に当たっては、当市の令和9年度予算の成立を条件とする。

以 上